

《研究ノート》

ザクセンにおける封建的諸義務の償却に関する法的諸規定

松 尾 展 成

- 第1節 初めに
- 第2節 封建的諸義務の償却に関する法的諸規定
- 第3節 委託地代銀行証券に関する法的諸規定

第1節 初めに

19世紀のドイツ経済は封建制から資本主義への移行過程にあった。その特徴は第1に機械制大工業の興隆であり、第2に封建制の衰退であった。第1の局面の前提となる第2の局面は、とりわけ営業の自由と農民解放に表現されており、両者はいずれも封建的諸強制・諸義務からの解放を意味していた。そのうち、営業の自由は、各邦独自の政策を出発点としながらも、1871年のドイツ帝国営業法によって包括的に実施された。それに対して、封建的諸強制・諸義務から農業と土地制度を解放し、とくに領主制と、それに基づく領主制地代＝封建地代を廃止すべき農民解放は、各邦独自の政策に終始委ねられ、ドイツ同盟ないしドイツ帝国の関連法規は公布されなかった。したがって、農民解放の実証的な研究はまず各邦の段階においてなされねばならない。

こうした事情の下で私は、ザクセンの農民解放を可能な限り実証的に分析したい、と考えてきた。その場合、ザクセンの地理的範囲を次のとおりである。神聖ローマ帝国時代にドイツ中部にあったザクセン選帝侯国は、同帝国崩壊後の1806年に王国に昇格し、1918年まで存続した。王国の当初の領域は、第1に、エルベ川以西にあり、古くから本領地域と称されていた中核部分と、第2に、エルベ川以東に位置するオーバーラウジッツ地方とから、主として構成されていた。ところが、1815年のヴィーン会議によってザクセン王国の領土は大幅に縮小した。本稿のザクセンは、1815年以後の、縮小した本領地域を指すことにする。したがって、1815年以後のザクセン王国領オーバーラウジッツは本稿の検討対象から除かれる。エルベ川以西の荘園領主制と以東の農場領主制という、近世ドイツ土地制度史上周知の二元的構成の観点から見ると、1815年以前のザクセン選帝侯国（ないし王国）本領地域（その一部が同年以後のザクセン王国本領地域である）を含む中部ドイツは、荘園領主制の地域に、そして、その一亜種である「中部ドイツ荘園制」の地域に属していた。それに対して、オーバーラウジッツ地方では、本領地域と異なって、農場領主制が支配的であった。そのために、本稿のザクセンは「中部ドイツ荘園制」下の、そして、1815年以後の、ザクセン王国本領地域を指すことになる。

ザクセン王国全体の農民解放は償却による領主制地代＝封建地代の廃止として実現された、と従来記述されてきた⁽¹⁾。しかし、ザクセンにおける封建地代償却についてこれまで明らかにされてきた具体的・数量的事実は、相当の留保がなお必要であるとしても、きわめて乏しい⁽²⁾。その欠落を補うためには、基本資料が調査されねばならない。その資料が私見では償却協定である。この場合、大部分の償却協定が対象としたものは、領主⁽³⁾を権利者とし、領民を義務者とする領主制地代＝封建地代である。ザクセンの農民解放を初めて本格的に検討した Groß は、償却の義務者は農民だけであり、権利者は騎士領所有者のみである、と主張している⁽⁴⁾。しかしながら、償却・共同地分割全国委員会⁽⁵⁾（後述。以下では全国償却委員会と略記する）の文書室に収蔵された文書（以下では全国償却委員会文書と呼ぶ）は、それとは異なる種類の封建的諸強制・諸義務についての償却協定も含んでいた。例えば、別稿第8節⁽⁶⁾が検討したような、騎士領領主を義務者とし、領民を権利者とする償却協定である。そこで、すべての償却協定が対象としたものを、私は広義の封建的諸強制・諸義務と総称することにした⁽⁷⁾。このように償却協定の内容が、従来記述されてきたように一様でないことは、本稿第2節の主題である償却関係諸法令が、領主全般（オーバーラウジッツのグーツヘルを含む）の権利と領民の義務の償却でなく、権利者の権利と義務者の義務の償却について規定していた事態と関連する。もちろん、圧倒的に多いのは、領民を義務者とする協定であり、領民以外を義務者とする協定は、稀である。私は通説と異なって、広義の封建的諸強制・諸義務が償却の対象であった、と考えるけれども、本稿が中心とするものは、広義の封建的諸強制・諸義務の中核をなす領主制地代＝封建地代である。

封建的諸強制・諸義務、とりわけ領主制地代＝封建地代の償却に関するザクセン最初の重要法律は、1832年の償却・共同地分割法⁽⁸⁾（後述。以下では[32年]償却法と略記）であった。同法によって創設された全国償却委員会は、王国全域について償却と共同地分割を統括すべき官庁であった。この権限の結果として同委員会に収蔵された全国償却委員会文書は、大部分が19世紀第2三分の一期に作成された償却協定であるけれども、ようやく1960年代になって、国立ドレーズデン文書館（王国時代にザクセン王立文書館、両大戦間期にザクセン邦立中央文書館、ドイツ民主共和国時代には国立ドレーズデン文書館と称されていた、この施設を私は以下ではドイツ再統一後の名称、ザクセン州立中央文書館と呼ぶ）で整理された⁽⁹⁾。これらの償却協定は、その1編だけを取れば、Groß 1968が指摘するように、「地域史研究のための重要資料」にすぎないのであって、「ザクセンの市民的土地改革〔本稿の用語法では農民解放〕の全般的の研究にとっては適当なものではない⁽¹⁰⁾」。しかしながら、封建地代償却に関する基本資料は、私の知る限り、全国償却委員会文書としての償却協定以外に存在しない。そのために、私は償却協定の調査を試みたいのである。

全国償却委員会文書はザクセン州立中央文書館によれば、全体で16,788件にも達する。しかし、この膨大な文書群は未だ殆ど分析されていない。1835年に締結され、36年に承認された、Zscheschen 村の賦役と現物貢租に関する協定（この償却地代はさらに43年締結・承認の協定によって委託地代銀行〔後述。この金融機関 Landrentenbank を以下では地代銀行と略記〕に委託された）、Cainsdorf 村の賦役と貢租に関する協定（1836年締結・41年承認）、騎士領ムツェンの羊放牧権に関する協定（1845年締結・承認）が、Groß によってきわめて簡潔に報告されただけである⁽¹¹⁾。そこで私は、幾つかの

騎士領を選び出して、その騎士領に関する償却協定のすべてを検討してみたい。その場合、騎士領所属集落には、村落ばかりでなく、旧体制下で騎士領に所属した「騎士領所属都市⁽¹²⁾」が含まれねばならない。

ザクセン本領地域において荘園領主権の大部分を把持していたのは、騎士領であり、その数は700を超える。その中で私は、19世紀における二つの農村民衆運動高揚期、すなわち、1830-33年の「九月騒乱」期と1848-49年の三月革命期に民衆運動が展開して、農村住民（騎士領所属都市の住民を含む）が請願書を提出した、と確認される騎士領を取り上げたい。このような騎士領として、西部のリンバッハ（農村工業地帯）、南部のプルシェンシュタイン（農村工業地帯）と北部のヴィーデローダ（農業地帯）が既に知られている⁽¹³⁾。

上記3騎士領のうち、西部の騎士領リンバッハに関連する償却協定8編を、私は前稿⁽¹⁴⁾で調査した。残る2騎士領についても検討する予定であるが、その検討に先立って、償却に係わる諸法令、および、償却事業を促進した地代銀行に係わる諸法令の規定内容を、最も重要と考えられる諸規定に限定して、確認しておきたい。そのために、地代銀行の閉鎖（償却地代の受託停止）から間もない時期に刊行された Judeich 1863の記述を紹介し、Groß 1968の叙述によってそれを補足することにする。さらに、諸法令の実施過程に関する Groß の見解をも検討しよう。

(注1) 1850年と51年の償却法「補充法によって封建的束縛の一切の残基の排除は、ザクセンでは償却の方式を通じて完成されえた」。Reiner Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968, S. 120.

(注2) 拙著、『ザクセン農民解放史研究序論』、御茶の水書房、1990年、を参照。なお、拙稿、「ザクセンにおける地代償却の実施」、(2)、本誌、10巻2号、1978年、はオーバーラウジッツの個別事例を含む。

(注3) 本稿は、Albert Judeich, *Die Grundentlastung in Deutschland*, Leipzig 1863、に主として依拠している。この書物は、本領地域（本稿のザクセン）とオーバーラウジッツの両者を含むザクセン王国全体について、農村住民の土地の上級所有権者たる領主を、すべてグーツヘルと表現している。また、1831年内閣諸省設置令(Verordnung, die Einrichtung der Ministerial-Departements und die darauf Bezug habenden provisorischen Vorkehrungen betr., vom 7. 11. 1831)は、「グーツヘル的・農民的諸関係の調整、とくに償却業務の指導」を内務省の任務と定めていた。そのために、当時の法令や文献に記されている「グーツヘル」が、そして、Herr (Herrを意味する場合の Herrschaftを含む)も、前後関係から本領地域のそれに限定して理解されうる場合には、私はこれを騎士領領主と訳しておく。また、資料が本領地域の領主を固有名詞だけで表現している場合にも、私はそれを時には簡単のために騎士領領主と記す。ザクセンの騎士領領主は同時に裁判領主であった。彼は時には騎士領所有者あるいはレーエン領主と呼ばれた。多くの償却協定では領主は権利者、被提議者として、領民は義務者、提議者として現れる。もちろん、立場が逆になっている償却協定も稀にはある。それに対して、オーバーラウジッツだけに係わる Gutsherr と Herr (Herrを意味する場合の Herrschaftを含む) および Rittergutsherr と Rittergutsbesitzer を、私は本領地域についての同じ用語と区別して、農場領主と訳する。

(注4) オーバーラウジッツを含めたザクセン全体の償却提議総件数から、Groß 1968は、現物貢租、貨幣貢租、賦役、保有移転貢租と放牧権が「農民負担の主要部分」を占めていた、と主張する。彼はまたザクセン全体の委託地代に關して、地代銀行によって受託された委託地代が、すべて「騎士領所有者に支払われた」、と記している。Groß 1968, S. 125-126, 141-143。さらに、松尾 1990, pp. 263-264, 278-279; 本稿第2節末尾を参照。

(注5) Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitstheilungen.

- (注6) 拙稿, 「騎士領リンバッハ(西ザクセン)における領主制地代の償却」(以下では「騎士領リンバッハ」と略記), (5), 本誌, 38巻4号, 2007年, pp.51-73.
- (注7) 本稿において私は私の従来の用語法のいくつかを変更した。例えば, 騎士領領主が領民に償却する協定の存在を確認した後では, そのような協定がいかに稀であろうとも, 償却の対象は領主制的地代=封建地代だけに限定さるべきではなく, 広義の封建的諸強制・諸義務全体と見なすべきである, と考えるに至った。また, 従来(Natural-)Abgabenを(現物)貢租, (Erb-)Zinsを(世襲)賃租と訳してきたが, 本稿では両者を, さらに Gefälleをも, すべて貢租に統一した。
- (注8) Gesetz über Ablösungen und Gemeinheitstheilungen, vom 17. 3. 1832.
- (注9) 全国償却委員会の権限は当初は償却と共同地分割の統括であったが, 後に耕地整理などが加わった。したがって, 全国償却委員会文書は, 償却とともに共同地分割・耕地整理などに関する文書を含む。ところが, 全国償却委員会は1876年に, ザクセン全体を管轄する権限を保持したまま, 内務省本省から分離され, 中級内務官庁たるドレーズデン県庁の1部局とされ, それが1917年にドレーズデン県庁全国耕地整理部に改称された。この改称によって, ザクセンで償却を管轄する官庁は消滅した。さらに, 耕地整理事業は1937年のライヒ土地囲い込み法によって全ドイツで統一的に規制されることになった。Groß 1968, S.132-133. さらに, 松尾 1990, pp.265, 268を参照。以上の経緯から, 全国償却委員会文書はザクセン州立中央文書館の内務省文書に含まれていないのである。他方では, 次の事情も考慮されるべきである。全国償却委員会は32年償却法によって, 33年初以後は, 償却・共同地分割に関するすべての協定を承認し, 発効させる権限を与えられており, この権限は, 全国償却委員会への一方の当事者の提議に基づいて特別委員会(Spezialkommission)の仲介で作成された協定ばかりでなく, 当事者相互間の合意のみによって作成された償却協定にも及んでいた。Groß 1968, S.109. Vgl. Judeich 1863, S.6. しかし, 51年償却法補充法(Gesetz, Nachträge zu den bisherigen Ablösungsgesetzen betr., vom 15. 5. 1851)は上記の償却協定公認方式に重大な変更を加えた。公認方式変更の内容および, それが全国償却委員会公表の年次別・種目別提議・決済件数に与えた影響については, 本稿第2節本文の最後を参照されたい。
- (注10) Groß 1968, S. 14.
- (注11) R. Groß, "Zur sozialökonomischen Lage der Cainsdorfer Bauern vom 16. bis 19. Jahrhundert", in: *Pulsschlag, Kulturspiegel mit vollständigem Veranstaltungsplan für Stadt und Kreis Zwickau*, Bd. 12, H. 7, 1967, S. 10-13; Groß 1968, S. 130-132; R. Groß, *Geschichte Sachsens*, Leipzig 2001, S. 207-208. さらに, 松尾 1990, pp.101-102, 119-120, 191-192を参照。
- (注12) ザクセンの旧体制下の都市は, 領邦君主直属都市, 管区所属都市と騎士領所属都市(Vasallenstadt. これを私は旧稿では封臣所属都市と訳していた)の3類型にほぼ分類された。当該都市の裁判権を, 第1類型にあっては市参事会が, 第2類型では領邦君主の管区が, 第3類型では騎士領が把持していた。拙稿, 「市民的改革以前のザクセンにおける都市制度」, (1), (4), 本誌, 24巻4号, 25巻4号, 1993, 1994; ゲーアハルト・シュミット(松尾・編訳), 『近代ザクセン国制史』, 九州大学出版会, 1995年, 補論3を参照。騎士領についての償却から類推して, 領邦君主の管区に関する償却を分析する場合には, 管区所属村落とともに管区所属都市における償却も考慮されるべきであろう。
- (注13) これら3騎士領所属集落から九月騒乱期と三月革命期に提出された請願書, および, 同地の農村民衆運動と直接関連する同時代パンフレットは, 拙著, 『ザクセン農民解放運動史研究』, 御茶の水書房, 2001年, 第2-第3章に訳出・整理されている。
- (注14) 前掲拙稿, 「騎士領リンバッハ」, (1)-(7・完), 本誌, 37巻3号-39巻2号, 2005-2007年。

第2節 封建的諸義務の償却に関する法的諸規定

ナポレオンの覇権が崩壊すると、他のヨーロッパ大陸諸国と同じようにザクセンでも反動的政治体制が復活した。この反動体制をフランスの民衆は1830年の七月革命によって覆した。それに触発された大衆運動は、ザクセンではまず同年9月初に商業都市ライプツィヒで勃発した。民衆の騒擾は首都ドレーズデンや工業都市ケムニッツなどの主要都市でも間もなく発生し、中小都市と広範な農村地域の運動がそれに続いた。これらの運動は「九月騒乱」と称されている。31年になると、民衆の騒乱は鎮圧されたけれども、大衆運動、とくに住民の請願活動はその後も数年継続した⁽¹⁾。そして、上記3大都市の「九月騒乱」が一応収束した直後の30年9月中旬に、新しい政権が発足した。新政権は体制の改革に着手し、31年に憲法を、32年に都市自治体法と償却法を制定した⁽²⁾。

権利者と義務者の自由意志に基づく合意によって、封建的諸義務の償却を促すための法令は、ザクセンで既にいくつか公布されていたが、1832年の償却法は事態を決定的に変化させた。

32年償却法の要点は次のとおりである⁽³⁾。

同法は、土地に賦課される、すべての貢租・給付と地役権（放牧権、草採取権など）について、一方の当事者のみの提議に基づく償却を承認した。権利者（多くの場合に領主）が同意しなくても、義務者（多くの場合に領民）が提議すれば、封建的諸強制・諸義務の償却を国家官庁が仲介することになったのである。ただし、保有移転貢租と貨幣貢租は、一方の当事者のみによる償却提議の対象から除かれていた。提議された封建的諸強制・諸義務の、1年分の貨幣換算額が償却地代とされた。封建的諸義務の中で賦役は、その労働を従来の経営方式に従って果たすために、権利者が支出せねばならない費用を基準にして、評価された⁽⁴⁾。建築関係賦役については、特別の規定に基づいて調査された年額の90%が、償却地代と定められた⁽⁵⁾。耕地からの現物十分の一税の償却地代は、償却に先立つ12年間の純収穫物の平均に基づいて、計算された。食肉、その他の現物十分の一税の償却地代は、通常の市場価格によって決定された。貢租と十分の一税が穀物である場合には、納入される穀物の品質が、従来粗悪であったので、算定価格から5%が差し引かれた。地役権の補償額は、権利者が現実に受け取る利益に従って、決定された。しかし、権利者が地役権の償却を提議した場合には、彼がその廃止（土地利用権の自由の獲得）によって得る利益に従って、補償額が決定されるように、義務者は要求することができた。これらの償却地代はその25倍額の一時金支払いによって完全に償還されえた⁽⁶⁾。

次に、46年の償却法補充法⁽⁷⁾は保有移転貢租について、32年償却法から一步踏み出して、一方の当事者の提議に基づく償却を認めた。確定している保有移転貢租額、あるいは、義務的土地の現実の資本価値から算出された貢租額を、この貢租が支払われねばならない場合の数で乗じたものが、償却地代総額であり、その $\frac{1}{25}$ が年償却地代となった⁽⁸⁾。

またもや保守化した政府に対して、フランスの民衆は1848年二月革命に蜂起した。その影響の下にドイツでも三月革命が勃発し、ここに成立したドイツ国民議会は、「ドイツ国民の基本権」を發布した。それはザクセンでも49年に「ドイツ国民の基本権公布令⁽⁹⁾」として邦議会で採択された。この法律は、農民解放に関しては、(1)土地に賦課される、すべての貢租・給付の償却、(2)家産裁判権と、そ

れに関連する、すべての給付との無償廃止、(3)他人の土地での狩猟権と、それに係わる、すべての給付との無償廃止、などの規定を含んでいた。しかし、三月革命がザクセンでも短期間で挫折すると、それらの規定の完全な実現は不可能となった⁽¹⁰⁾。

もちろん、部分的には改革が実施された。まず、50年の償却法補充法⁽¹¹⁾は、保有移転貢租の償却に際して権利者側の所有者変更を、百年に2回、そして、義務者側では譲渡2回、相続2回と定めた。ただし、卑属が同貢租を免除されている場合の相続は、1回とされた。これらすべての場合が加算されたけれども、場合の数の合計は百年に5回を超えてはならなかった⁽¹²⁾。また、土地所有者の変更、土地への抵当設定などの際に、さまざまな名称の貢租が徴収される場合があったが、それらの貢租もほぼ同じようにして償却されえた。

次に、51年の償却法補充法は貨幣貢租について、一方の当事者の提議による償却を初めて承認した。貨幣貢租は、一定の時期に義務者から貨幣で権利者に支払われるべき、定額の土地負担であり、世襲貢租など、さまざまな名称を持っていた。また、以前の賦役・現物貢租が金納化された貢租も、償却の対象とされた。これらの貨幣貢租の償却の際に償却は、20倍額の一時金支払いによるか、地代銀行への25倍額の委託によるか、あるいは、両者の併用によって実施されることになった。しかも、義務者だけがこれら3方式のいずれかを決定できた。権利者と義務者のいずれが償却を提議しても、そうであった。

51年償却法補充法はまた、一方の当事者が償却を提議できる、すべての土地負担を以下のように54年初に廃止する、と定めた。すなわち、それらの貢租・義務は、54年初の所有者あるいは相続人がその土地を譲渡しない限りにおいて、彼らの個人的義務としてのみ存続した。こうして廃止されることになる貢租・義務に対して、補償を請求しようとする権利者は、53年末までに全国償却委員会に償却を提議せねばならなかった。さらに、上記の規定によって存続することになった、義務的土地所有者のあの個人的義務も、84年初をもって消滅するものとされた。ただし、唯一の例外は貨幣貢租と貨幣貢租地代であった⁽¹³⁾。

なお、「ドイツ国民の基本権公布令」は、上述のように、他人の土地での狩猟権と狩猟賦役をすべて無償で廃止していた。しかし、後者、狩猟賦役のうち、土地負担として既に貨幣貢租に転化されているもの（したがって、現実に給付されている賦役を除く）は、51年償却法補充法によって、他の貨幣貢租と同じように20倍額の一時金支払いによって償却されるべし、と規定された⁽¹⁴⁾。

それに対して、前者、他人の土地での狩猟権に関しては、58年の狩猟権償却法⁽¹⁵⁾が、59年4月までに旧権利者が返還を提議した場合に、かつての狩猟権の復活を認めた。ただし、その返還提議の8週間以内に旧義務者がその狩猟権の償却を提議すると、償却が可能となった。そのとき権利者に支払われる償却一時金は、国庫と義務者が6対4の割合で負担した。他人の土地での狩猟権の償却はこの方式で60年4月までにほぼ完了した。こうして申告された狩猟権は、5,832件であった。狩猟権の償却一時金として国庫＝国庫が19万ターラー弱を、私的権利者が61万ターラー余を受領した。また、償却一時金として国庫が権利者に支払った補償額は、50万ターラー弱であった⁽¹⁶⁾。したがって、権利者全体が受け取った狩猟権償却一時金総額は、80万ターラー余となり、狩猟権義務者の支払額は上記総額の40%、すなわち、32万ターラー余となったであろう。しかも、この狩猟権償却法が、狩猟権の償却

を提議すべき官庁と定めたのは、通常の償却の場合と異なって、全国償却委員会ではなく、下級行政官庁であった⁽¹⁷⁾。

この58年狩猟権償却法をもってザクセンの償却立法はほぼ完結した。

このようにして封建的諸義務から発生した償却地代のうち、地代銀行に委託されなかったものは、権利者に対しては、対物的負担 (Reallasten) と同じように義務者の土地とその他の財産によって保護された。償却地代は強制競売によっても消滅せず、新しい土地所有者に移った。貨幣形態の償却地代は四半期毎に、すなわち、3月、6月、9月、12月の末日に、現物形態の地代は年に1回、納付されるべきであった。義務者は貨幣地代をいつでも、そして、現物形態の地代ならば、その発生12年後から、25倍の金額の支払いによって償還できた。また、義務者は、償却地代を課された土地を、権利者の意志に関係なく分割することができた⁽¹⁸⁾。

ここで、封建的諸義務償却の実施に関する Groß の見解を検討しておこう。彼によれば、(1)全国償却委員会はザクセン全体で合計25,152件⁽¹⁹⁾の償却事項を処理した。これを償却種目の構成から見れば、現物貢租と貨幣貢租の件数が最も多く (彼が計算した百分率を丸めてみると、ともに全体の約27%)、次が賦役 (約15%) と保有移転貢租 (約14%) であり、放牧権 (約10%) と地役権 (約6%) がそれに続いた。製粉強制権は0.5%に、ビール販売権は0.2%に、達しなかった。したがって、ザクセンの荘園の自己経営は小さく、農民の賦役をそれほど必要としなかった。また、時とともに賦役が現物・貨幣貢租に転換されて、純粋な地代荘園への傾向が強まっていた⁽²⁰⁾。(2)償却の時間的順序に関しては彼は次のように述べている。「……ザクセンの農民的土地所有はまず1846/47年までに、賦役と放牧権・牧道権の形をとる、最も重圧的な桎梏から解放された。……農民層は1842年以後は貨幣・現物貢租の束縛からもますます解放された。1854/55年頃以後は、なお遅れていた協定が決済されたにすぎない。償却の終結は地代銀行の「[受託] 停止によって示される⁽²¹⁾」, と。いずれにせよ、彼は義務者を農民だけ、権利者を荘園領主 (Grundherr) だけと考えているわけである。

Groß の以上の議論の基礎は、1833-75年に関する全国償却委員会の年次別・種目別償却提議・決済件数⁽²²⁾の中の提議件数である。しかし、問題とすべきは、私見では提議件数ではなく、決済件数である。全国償却委員会の決済によって初めて、償却協定は発効したからである。共同地分割と耕地整理を含めた、同委員会の活動は1917年までについて明らかにされうる。その中の償却決済件数のみを第1表⁽²³⁾に掲げる。第1表最上段において、①は年である。1862年以後は、1種目10件を超える年はない⁽²⁴⁾ので、簡単のために1862-1917年は一括した。②-⑥は償却の主要種目を示す。すなわち、②は賦役、③は現物貢租、④は保有移転貢租、⑤は貨幣貢租、⑥は放牧権である。最後の⑦は、狩猟権、「その他の地役権」、製粉強制とビール販売権を含めた償却決済件数合計である。

第2表は、その比率を計算したものである。最上段の記号は第1表と同じである。各年各項目の数字は、その決済種目合計に占める当該年の比率を、() の数字は、上記比率の累積数字を示す。これらの百分率では、小数点以下第2位が四捨五入されている。

第1表と第2表から見て取れるように、決済件数が最大であったのは、種目別に見ると、賦役では1840年、現物貢租では55年、放牧権では43年である。2年間の合計件数しか公表されていない場合が

第1表 年次別・種目別償却決済件数

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1833	6	3				9
1834	24	11			2	37
1835	45	25			8	81
1836	130	81			50	267
1837	216	146			84	460
1838	243	175			100	536
1839	308	240			166	742
1840	323	327			163	844
1841	260	484			175	967
1842	308	365			206	975
1843	269	480			211	1,054
1844	216	292			192	804
1845	222	376			163	857
1846	210	230	13		172	721
1847	99	177	85		103	522
1848	109	177	233		97	708
1849-50	125	182	577		104	1,068
1851	37	97	428	50	55	707
1852-53	68	456	766	1,983	88	3,488
1854	103	450	301	1,505	94	2,575
1855	117	630	352	1,093	75	2,390
1856	125	482	226	801	73	1,826
1857	61	366	162	511	38	1,208
1858-59	122	606	278	827	73	2,067
1860	6	14	7	8	10	52
1861	2	10	18	21	6	69
1862-1917	3	42	13	12	43	139
合計	3,757	6,924	3,459	6,811	2,551	25,173

あるので、保有移転貢租では1849-53年頃、貨幣貢租では52-54年頃である。狩猟権、「その他の地役権」、製粉強制とビール販売権を含めた償却決済件数合計でも、1852-54年頃と考えられる。また、比率の累積数字が50%を超えたのは、賦役で1843年、現物貢租で48年、保有移転貢租で1852-53年、貨幣貢租で54年、放牧権で44年であり、償却決済件数合計では52-53年であった。

ところで、GroB が利用した、年次別・種目別償却提議・決済件数統計表には、私見によれば、いくつもの問題点がある。まず、それは全国統計であって、本領地域とオーバーラウジッツが一括されている。GroB 1968はその序論において、「ザクセン領オーバーラウジッツも考察されない⁽²⁵⁾」と、自著の研究対象地域を限定していたにも拘わらず、である。次に、これらの数字は権利者についても義務者についても、その地位・階層を区分していない。第3の問題は次の事実に関連する。本稿第1表によれば、1917年までの償却決済件数の合計は25千を超えるが、その原表によれば、共同地分割・耕地整理を含む、全国償却委員会の決済総件数は32千を超える（提議件数は決済件数と同じである）。したがって、提議・決済総件数の約78%が償却に関連するわけである。しかし、全国償却委員会文書は、共同地分割・耕地整理関連の協定を含めても、既述のように、全体で17千に達しない。こ

第2表 年次別・種目別償却決済件数の比率

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1833	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)				0.0 (0.0)
1834	0.6 (0.8)	0.2 (0.2)			0.1 (0.1)	0.1 (0.1)
1835	1.2 (2.0)	0.4 (0.6)			0.3 (0.4)	0.3 (0.4)
1836	3.5 (5.5)	1.2 (1.8)			2.0 (2.4)	1.1 (1.5)
1837	5.7 (11.2)	2.1 (3.9)			3.3 (5.7)	1.8 (3.3)
1838	6.5 (17.7)	2.5 (6.4)			3.9 (9.6)	2.1 (5.4)
1839	8.2 (25.9)	3.5 (9.9)			6.5 (16.1)	2.9 (8.3)
1840	8.6 (34.5)	4.7 (14.6)			6.4 (22.5)	3.4 (11.7)
1841	6.9 (41.4)	7.0 (21.6)			6.9 (29.4)	3.8 (15.5)
1842	8.2 (49.6)	5.3 (26.9)			8.1 (37.5)	3.9 (19.4)
1843	7.2 (56.8)	6.9 (33.8)			8.3 (45.8)	4.2 (23.6)
1844	5.7 (62.5)	4.2 (38.0)			7.5 (53.3)	3.2 (26.8)
1845	5.9 (68.4)	5.4 (43.4)			6.4 (59.7)	3.4 (30.2)
1846	5.6 (74.0)	3.3 (46.7)	0.4 (0.4)		6.7 (66.4)	2.9 (33.1)
1847	2.6 (76.6)	2.6 (49.3)	2.5 (2.9)		4.0 (70.4)	2.1 (35.2)
1848	2.9 (79.5)	2.6 (51.9)	6.7 (9.6)		3.8 (74.2)	2.8 (38.0)
1849-50	3.3 (82.8)	2.6 (54.5)	16.7 (26.3)		4.1 (78.3)	4.2 (42.2)
1851	1.0 (83.8)	1.4 (55.9)	12.4 (38.7)	0.7 (0.7)	2.2 (80.5)	2.8 (45.0)
1852-53	1.8 (85.6)	6.6 (62.5)	22.1 (60.8)	29.1 (29.8)	3.4 (83.9)	13.9 (58.9)
1854	2.7 (88.3)	6.5 (69.0)	8.7 (69.5)	22.1 (51.9)	3.7 (87.6)	10.2 (69.1)
1855	3.1 (91.4)	9.1 (78.1)	10.2 (79.7)	16.0 (67.9)	2.9 (90.5)	9.5 (78.6)
1856	3.3 (94.7)	7.0 (85.1)	6.5 (86.2)	11.8 (79.7)	2.9 (93.4)	7.3 (85.9)
1857	1.6 (96.3)	5.3 (90.4)	4.7 (90.9)	7.5 (87.2)	1.5 (94.9)	4.8 (90.7)
1858-59	3.2 (99.5)	8.8 (99.2)	8.0 (98.9)	12.1 (99.3)	2.9 (97.8)	8.2 (98.9)
1860	0.2 (99.7)	0.2 (99.4)	0.2 (99.1)	0.1 (99.4)	0.4 (98.2)	0.2 (99.1)
1861	0.1 (99.8)	0.1 (99.5)	0.5 (99.6)	0.3 (99.7)	0.2 (98.4)	0.3 (99.4)
1862-1917	0.1 (99.9)	0.6 (100.1)	0.4 (100.0)	0.2 (99.9)	1.7 (100.1)	0.6 (100.0)
合計	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)

これは償却提議・決済総件数より遙かに小さい。その理由の一つは、提議ないし決済の協定が複数の償却種目にわたる場合に、それらの各種目で1件ずつの加算が行なわれて、上記の数字が算出されたからではなかろうか。第4に、Groß 1968における狩猟権の提議・決済件数は1件しかない。その理由は本小節本文で既に言及した。第5に、ある種目の償却件数が多い場合には、その種目の償却地代額が大きくなる、と主張できるであろうか⁽²⁶⁾。最後に、これらの提議・決済件数が私的協定、とりわけ、51年償却法補充法以後の、一時金による償却、のすべてを数え上げているかどうか、に関しても疑問の余地がある。とくに、51年償却法補充法は32年償却法の償却協定公認方式に重大な変更を加えた。すなわち、「今後、一時金による償却に当たっては、償却協定の作成と全国償却委員会によるその承認は必要がなく、償却を登記するためには、一時金の受領と、それによって償却された、自分の権利の放棄とに関する権利者の証明 [だけ] で十分である」。「権利者のこの証明は、義務を課された土地の土地登記官庁に提出されるべきであり、それに基づいてこの官庁は、土地登記簿に記入されている諸負担から、償却されたものを抹消する」。なお、土地登記官庁は、その土地の非訴事件を管轄する裁判官庁であった。他方で、46年償却法補充法施行令⁽²⁷⁾は、「裁判官庁は、各種の償却、共同地分割

あるいは耕地整理に関する私的協定の登記を関係者から求められた場合、あるいは、それに関する仲介を自ら行なった場合、それについてこの官庁に届けられた提議を、その都度直ちに、遅くとも4週間以内に全国償却委員会に報告し、後者の発した処置に従わねばならない……」と規定していた。しかし、51年償却提議報告義務令⁽²⁸⁾は、上記施行令の上記条文を繰り返したのち、次のように定めている。「このような報告は……多くの場合に行なわれなかったので、上の規定への留意がここに促される。そして、違反1件について全国償却委員会への5ターラーの秩序罰が定められる」。これらの条文を考慮すると、全国償却委員会による承認を得ないで締結された私的償却協定のすべてが、とくに、51年償却法補加法以後の、一時金による私的償却のすべてが、上記裁判官庁から全国償却委員会に報告された、とは断定できないであろう。換言すれば、全国償却委員会の年次別・種目別償却提議・決済件数統計表に、私的協定ないし償却のすべてが、含まれている、と確言することは困難であろう⁽²⁹⁾。

(注1) 松尾 2001, pp.36-41参照。

(注2) 差し当たり、シュミット 1995, pp.4, 16, 119-120を参照。なお、1807/11年のプロイセンを先頭に、ドイツのいくつかの邦では農民解放関係法令が既に公布されていた。この事情から、ザクセンの32年償却法は先行諸邦の関連規定を十分に考慮して、制定された、と説かれている。例えば、封建地代の廃止のために定められたのは、償却(貨幣地代の引き受けと一時金の支払い)であり、プロイセンにおけるような土地割譲ではなかった。Groß 1968, S.103, 144; Groß 2001, S.206。それに対して、ザクセンの地代銀行は、一時金による封建地代償却を目的として国家が創設した、ドイツで最初の信用機関であり、設立直後の32年から56年にかけてドイツの多くの邦で模倣された。もちろん、名称はさまざまであった。Groß 1968, S.144-145; Groß 2001, S.208。Vgl. Judeich 1863, S.226-227。

(注3) 以下では、騎士領とその領民に係る封建的諸義務のみを問題とする。領邦国家(ただし、領邦君主の管区と御領地における封建的諸義務は、騎士領のそれとほぼ同じようにして償却された)・教会などを権利者とする賦役・貢租と、団体を義務者とするそれは、オーバーラウジッツの世襲隷民制に関わる諸負担、および、上級レーエン領主(主としてザクセン国王)との封主=封臣関係に基づく、下級レーエン領主(一般に、領民を直接支配する領主)の義務と同じように、考慮されない。Vgl. Judeich 1863, S.61, 65, 67-71; Groß 1968, S.105, 107, 111, 114-115, 120。——裁判領主権などに基づく権利と義務のうち、①領民の子弟に対する領主の優先雇用権、領民の騎士居館警備義務、および、狭義の奉公人奉公強制(すなわち、契約、合法的慣習あるいは判決に基づくもの——Groß 1968, S.105)は、32年償却法によって無償で廃止された。②農村の子弟は、手工業の修業に先立って農業で4年間奉公せねばならない、との義務は33年に廃棄された。Judeich 1863, S.60。Vgl. Groß 1968, S.105, 113。この法律は、Gesetz, die Aufhebung des Mandats vom 6. 11. 1766 und des Erläuterungs-Generalis vom 31. 3. 1767, wegen der vierjährigen Dienstzeit bei der Landwirtschaft betr., vom 15. 6. 1833である。

(注4) 賦役給付の際に義務者が権利者から得ていた反対給付は、償却地代算出の際に当然控除された。Groß 1968, S.106。

(注5) 32年償却法の規定は建築賦役に関してきわめて複雑であった。その規定は2月後に著しく簡素化された。Groß 1968, S.113。これは、Verordnung, die Berechnung bei der Abschätzung abzulösender Baudienste betr., vom 5. 4. 1832である。

(注6) 32年償却法によれば、償却に関する、すべての提議は全国償却委員会に対してなされるべきであった。提議の1

件毎に同委員会は特別委員会を任命した。後者は法律関係委員（裁判所書記あるいは裁判官）1人と経済関係委員（経済専門家）1人から構成された。特別委員会は当事者と現地で直接に問題を審議すべきであった。協定草案作成までの審議に際して通常は経済関係委員が交渉した。ある法関係の範囲あるいは存在について、当事者の見解が相違する場合には、法律関係委員が調査した。特別委員会は、作成した協定草案を当事者に提示し、変更の要望を調整した後で、草案を全国償却委員会に送付した。それまでの償却業務の費用は両当事者が折半で負担すべきであった。全国償却委員会は主任、2人の法律関係参事官と2人の経済関係参事官から構成され、特別委員会を任命し、監督した。また、全国償却委員会は、特別委員会から送付された協定草案を審査し、承認した。全国償却委員会は1876年まで内務省本省の「同年以後は中級内務官庁の」1部局であり、その経費は国庫から支出された。Groß 1968, S.108-109.

(注7) Gesetz, einige nachträgliche Bestimmungen zum Ablösungsgesetze betr., vom 21. 7. 1846.

(注8) 32年償却法は保有移転賃租の償却に関して、その提議権を権利者にのみ認めていたばかりでなく、百年間の所有移転を最高8回と定めていた。Groß 1968, S.106.

(注9) Verordnung, die Publication des Reichsgesetzes über die Grundrechte des deutschen Volks betr., vom 2. 3. 1849.

(注10) Groß 1968, S.115-117. さらに、松尾 2001, pp.156-162を参照。

(注11) Gesetz, einige veränderte Bestimmungen über die Ablösung der Lehngeldverbindlichkeit betr., vom 11. 11. 1850.

(注12) Groß 1968, S.120.

(注13) 裁判領主権などに基づく、すべての人身的賃租・給付は51年償却法補充法によって無償で廃棄された。それらの賃租と給付の中には次のものが含まれていた。①土地非所有者が土地非所有の故に領主に支払うべき、すべての給付と、その代替物としての貨幣賃租。②領民の死亡の際に遺産の一部あるいはその代替物を要求する、領主の権利。③土地分割と家屋建設に反対する、領主の権利、あるいは、その許可に対する給付。このようにして廃止されることになった諸給付を、従来請求できた領主が全国償却委員会に52年1月末までに申告した場合には、48年末までの10年間の当該給付平均額の25倍を国家が領主に補償した。ただし、補償金の総額は王国全体で50万ターラーを超えてはならなかった。しかし、その最終結果は(1863年には)まだ公表されていない。Judeich 1863, S.62-63. Vgl. Groß 1968, S.118-120. 最終結果は公表されなかった、と考えられる。

(注14) Judeich 1863, S.78. Vgl. Groß 1968, S.116.

(注15) Gesetz, das Jagdrecht auf dem fremden Grund und Boden betr., vom 25. 11. 1858.

(注16) Judeich 1863, S.77-78. なお、以上の数字はザクセン王国全体のものであり、その中の本領地域分は不明である。

(注17) 三月革命期の農村民衆請願書・パンフレットが狩猟権を一重要論点としていた(松尾 2001, pp.160, 218-220を参照)にも拘わらず、全国償却委員会の提議・決済件数表において、狩猟権の償却はGroß 1968において僅か1件であり、1917年までに僅か2件にすぎなかった。松尾 1990, pp.266, 275を参照。これは、本文で言及したように、狩猟権償却法に定められた狩猟権償却提議官庁が、全国償却委員会ではなく、下級行政官庁であったからである。そして、59年4月1日までに申告された狩猟権、5,832件(本文で言及した)のうち、償却提議件数は5,692件に上った。

(注18) 以上の叙述全体は大体において、Judeich 1863, S.63-69に基づいている。Vgl. Groß 1968, S.103-109, 113, 119-120; Groß 2001, S.206.

(注19) ここに記されている合計25,152件は、Groß 1968, S.129に表示された、1833-75年の年次別・種目別件数の合計なのであろう。ただし、そこには合計数字は示されていない。私の計算では、この期間の償却提議は25,155件であり、決済は25,153件である。松尾 1990, p.267.

(注20) Groß 1968, S.125-126. Vgl. Groß 2001, S.206. さらに、松尾 1990, p.263を参照。なお、そこに言及されて

いない狩猟権の比率は、0%である。

(注21) Groß 1968, S. 128. さらに、松尾 1990, p. 264を参照。

(注22) Groß 1968, S. 129.

(注23) 松尾 1990, pp. 266–267の第104表より作成。

(注24) ただし、1865–75年については、現物貢租19件、放牧権28件、その他の地役権14件の決済がなされた。これらは11年間の決済合計件数であるが、その中の1年を取れば、それぞれ10件を超えない、と私は推定する。

(注25) Groß 1968, S. 23.

(注26) 以上の問題点について、松尾 1990, pp. 272–277を参照。

(注27) Verordnung zu Ausführung der Gesetze, einige nachträgliche Bestimmungen zum Ablösungsgesetze, die Schutzunterthänigkeit und den Schluß der Landrentenbank betr., vom 30. 9. 1846.

(注28) Verordnung, die von den Gerichtsbehörden über die bei ihnen angebrachten Anträge auf Vermittelung von Ablösungen, Gemeinheitstheilungen und Grundstückenzusammenlegungen zur Generalcommission zu erstattenden Anzeigen betr., vom 9. 7. 1851.

(注29) 松尾 1990, pp. 265, 268, 270.

第3節 委託地代銀行証券に関する法的諸規定

以上の償却実施過程で発生した、すべての貨幣地代は、1832年の委託地代銀行法⁽¹⁾によって大蔵省の監督の下に設立された地代銀行に委託されえた。地代銀行は34年初に委託地代の受託を開始し、55年の委託地代銀行閉鎖法⁽²⁾によって59年3月末に受託を停止した。閉鎖日(受託停止日)までに全国償却委員会が委託を承認しなかった償却地代と貨幣貢租は、20倍額の現金支払いによる直接的償却の方式によってのみ償還されえた。この方式による償還を義務者が提議した場合、権利者はそれを受け入れねばならなかった⁽³⁾。

全国償却委員会が保管する償却協定に基づいて、地代銀行は、年額が4新プフェニヒで割り切れる、すべての償却地代と貨幣貢租を義務者から引き受け、その25倍額の委託地代銀行証券(Landrentenbrief. 以下では地代銀行証券と略記)を権利者に交付し、地代銀行証券では精算されえない地代残額については、一時金を現金で支払った。地代銀行証券は無記名証券であった(したがって、その所有者は同証券をいつでも、すなわち、旧権利者はその受領直後でも、売却できた)。償却地代と貨幣貢租のうち、4新プフェニヒで割り切れない残額(地代端数)と、4新プフェニヒ以下の地代を地代銀行は引き受けず、それについては義務者が権利者に現金で支払わねばならなかった。そのとき支払うべき金額は、貨幣貢租の場合には20倍、その他の種目の償却地代にあっては25倍であった。

ところで、32年償却法は、地代銀行に償却地代を委託する権利を、権利者のみに与えていた。しかし、37年委託地代銀行法補充令⁽⁴⁾はその権利を一定の制限の下に義務者にも認めた。さらに、50年の委託地代銀行証券受領義務法⁽⁵⁾はその制限を撤廃し、その点で義務者を権利者と完全に同権とした⁽⁶⁾。なお、1840年の貨幣制度改革に伴って、旧貨幣制度の地代銀行証券は押印によって新貨幣制度のそれに転換され、その際に旧制度の証券の所有者には $2\frac{9}{7}$ %の法定プレミアムが41年4月に支払

われた。委託地代も41年初以来、新制度の貨幣で義務者から支払われるべきであった。また、委託地代の換算の際に差額が生じたが、その差額の25倍額は国庫から地代銀行に補填された⁽⁷⁾。

地代銀行証券には1,000, 500, 100, 50, 25, 12.5ターラーの6種類があった（そのために、地代銀行が一時金を現金で支払う場合が生じたわけである）。地代銀行証券は国債と同格とされた。地代銀行は毎年、地代銀行証券額面の4%を義務者から受け取って、 $3\frac{1}{3}\%$ を証券所有者に支払い、差額の $\frac{2}{3}\%$ を地代銀行証券の償還に充当した。同証券の償還は半年毎の抽選によった。抽選に当たった地代銀行証券は、抽選の半年後に現金で償還された⁽⁸⁾。

地代銀行証券の交付と同時に、従来の権利者と義務者とのすべての関係は消滅し、義務的土地に対する旧権利者の権利は地代銀行に移った。義務者が地代銀行に支払う4%の額は、委託地代として土地登記簿に記入され、償還の完了まで「対物的負担」とされた。委託地代は四半期毎に、すなわち、3月、6月、9月と12月の末日に義務的土地所有者によって、各地の税務署を通じて地代銀行に支払われるべきであった。委託地代の徴収および委託地代支払い義務ある土地の競売の際には、地租についての諸規定が適用された。すべての委託地代は55年間、220回の支払いの後に償還される。すなわち、この期間の経過後直ちに委託地代の支払い義務は停止され、委託地代は土地登記簿から抹消

される。最初の委託地代の最初の支払いは34年6月末で、最後の地代のそれは59年12月末であったから、土地登記簿からのその抹消は1889年復活祭に始まり、1914年ミカエル祭に終わることになる。もちろん、55年間の支払い以前に義務者は、然るべき金額を支払えば、委託地代を償還できる。その金額は、40年の委託地代銀行制度変更令⁽⁹⁾に規定された基準⁽¹⁰⁾に従った控除額を、委託地代の25倍額から差し引いた金額である。

その債務を完全に処理した後に地代銀行に残る剰余金は、同銀行の管理費、その他の損失に対する事後的代償として国庫に帰属することになっていた。

地代銀行はその閉鎖（受託停止）までに454,716件の委託地代を受託した。委託地代の総額は1,142,512ターラー余であり、その25倍の一時金額は28,562,821ターラー余であった。それに対して、総額27,861,975ターラーの地代証券が発行され、残りの700,846ターラー余は現金と既発行の地代証券で権利者に支払われた⁽¹¹⁾。

ここで、地代銀行の活動に関するGroßの見解を検討しておこう。第3表は、1834-59年に地代銀行が受託した償却一時金（単位はマルク）を示したものである。最上段の①は年、②は年次別受託額、③は受託総額に対する各年の

第3表 地代銀行の年次別受託額

①	②	③	④
1834	11,023	0.0	0.0
1835	4,085	0.0	0.0
1836	427,659	0.5	0.5
1837	1,108,731	1.3	1.8
1838	2,234,137	2.6	4.4
1839	3,665,799	4.3	8.7
1840	4,888,989	5.7	14.4
1841	4,378,365	5.1	19.5
1842	4,213,232	4.9	24.4
1843	4,522,832	5.3	29.7
1844	3,550,403	4.1	33.8
1845	2,112,757	2.5	36.3
1846	1,999,802	2.3	38.6
1847	1,375,719	1.6	40.2
1848	892,416	1.0	41.2
1849	593,835	0.7	41.9
1850	913,893	1.1	43.0
1851	1,580,687	1.8	44.8
1852	4,082,656	4.8	49.6
1853	6,701,489	7.8	57.4
1854	8,197,711	9.6	67.0
1855	7,648,103	8.9	75.9
1856	6,729,124	7.9	83.8
1857	7,426,745	8.7	92.5
1858	3,965,752	4.6	97.1
1859	2,462,522	2.9	100.0
合計	85,688,466	100	100

比率，④は上記比率の累積数字を示す。私の計算による③と④は，小数点以下第2位を四捨五入したものである。

第3表②の数字に基づいて，Groß 1968は次のように書いている。「当初1834-37年に騎士領所有者は地代銀行の利用を躊躇していたが，農民もその償却地代を地代銀行に委託しうようになった1837年以後に，決定的な変化が生じた。こうして，償却金の一大部分が1838-44年に地代銀行によって受託された。1845-51年における委託地代の急速な低落の原因は1844/45年以後の償却協定の不成立，1846-47年の経済恐慌と1848-49年のブルジョア民主主義革命の諸事件であった。1852年以後，保有移転貢租，貨幣貢租および現物貢租の償却が可能となるとともに，地代銀行は最高の償却金額を受託した」。これらの委託地代はすべて「騎士領所有者に支払われた⁽¹²⁾」。

第3表によれば，最高額の償却金が委託されたのは，1854年であり，55年，57年がそれに次ぐ。委託地代の累積額が総額の50%を超えたのは，1853年である。

上記のGroßの叙述には，本稿第2節に要約した，彼の記述と同じように，以下の問題点が指摘されうるであろう。第1に，本領地域からの受託額とオーバーラウジッツからのそれが区別されていない。第2に，権利者として騎士領所有者のみが，義務者として農民のみが考えられている。つまり，権利者としての領邦君主と僧族・教会が，また，義務者としての農民以外の階層，例えば騎士領所有者が無視されている。さらに，Großの挙げた数字は，地代銀行への委託地代額であって，償却地代一時金額そのものではない⁽¹³⁾。

(注1) Gesetz über die Errichtung der Landrentenbank, vom 17. 3. 1832.

(注2) Gesetz, den Schluß der Landrentenbank betr., vom 20. 9. 1855.

(注3) 最後に受託された委託地代について，Groß 1968, S. 141; 松尾 1990, p. 281を参照。

(注4) Verordnung über den Beginn der Amortisation bei der Landrentenbank und den Wegfall einiger, wegen Überweisung von Ablösungsrenten an dieselbe, und wegen Annahme von Abschlagszahlungen, zeither stattgefundenen Beschränkungen, vom 9. 3. 1837.

(注5) Gesetz über die Verbindlichkeit der Berechtigten zur Annahme von Landrentenbriefen für die von den Verpflichteten an die Landrentenbank überwiesenen Ablösungsrenten, vom 24. 1. 1850.

(注6) 委託地代の最低額は当初は12旧グロッシェンであった。それは37年の委託地代銀行法補充令によって4旧プフェニヒにまで引き下げられた。Groß 1968, S. 140.

(注7) Judeich 1863, S. 73.

(注8) 地代銀行証券の償還計画は当初は未定であった。あの差額 $\frac{2}{3}$ %が地代銀行運営費を上回ることが，明らかになったので，37年委託地代銀行法補充令によって計画的な償還が開始された。Groß 1968, S. 139.

(注9) Verordnung, einige Modificationen beziehentlich des Instituts der Landrentenbank in Folge der neuen Münzverfassung betr. vom 19. 8. 1840.

(注10) Scala der Ablösungssätze, nach welchen die der Landrentenbank überwiesenen Renten von den Verpflichteten abgelöstet werden können.

(注11) 以上の叙述全体は大体において，Judeich 1863, S. 71-76に基づいている。Vgl. Groß 1968, S. 139-144 (ドイ

ツ帝国期のマルクで見ると、地代銀行証券は3,000マルクから37.5マルクまでの6種類であった。委託地代の総額は3,427,538マルク余であり、その一時金額は85,688,465マルク余であった。それに対して、総額83,585,925マルクの地代銀行証券が発行され、残りの2,102,540マルク余は現金で支払われた。1913年末（Groß 1968, S.143；Groß 2001, S.208）に、「地代銀行によって引き受けられた、最後の地代が満期となった」。このとき地代銀行に残っていた現金649マルク余と有価証券2,555,664マルク余は、地代銀行から国庫に納付された。なお、1901年4月に満期となった地代銀行証券の中で、3,675マルクは償還されなかった（証券所有者が地代銀行に償還を請求しなかった）。この未償還証券が時効となった32年5月に、地代銀行は活動を停止した。ただし、Judeich 1863（S.76）とGroß 1968（S.141）によれば、最後の委託地代の満期日は1914年末である。Vgl. Groß 2001, S.208（そこには、委託地代の総額は427,538マルク余であり、その一時金額は85,585,925マルクであった、と記されている。しかし、この数字は誤記・誤植である。上記のように、委託地代の総額は3,427,538マルク余であり、その一時金額は85,688,465マルク余で、地代銀行証券の総額が83,585,925マルクであった）。

(注12) Groß 1968, S.141–143. 委託地代の受託額の年次別推移について、さらに、Groß 2001, S.208；松尾 1990, p.280を参照。

(注13) 松尾 1990, pp.284–289を参照。

Gesetzliche Bestimmungen über Ablösungen der feudalen Grundlasten im Königreich Sachsen

Nobushige Matsuo

- (I) Vorbemerkung
- (II) Gesetzliche Bestimmungen über Ablösungen der feudalen Grundlasten
- (III) Gesetzliche Bestimmungen über Landrentenbriefen